

## デジタル印刷機賃貸借及びデジタル印刷機消耗品購入仕様書

1. 件名 デジタル印刷機賃貸借及びデジタル印刷機消耗品購入
2. 設置場所 市内各小中学校（別紙一覧のとおり）
3. 名称・数量等 デジタル印刷機（片面・A3機） 35台  
インク（片面・A3機） 12か月使用予定本数 約840本  
マスター（片面・A3機） 12か月使用予定本数 約300本  
※インク・マスターともに別紙基本仕様書に記載する機器に適合するもの
4. 契約期間 令和5年6月1日から令和10年5月31日
5. 契約方法
  - ・デジタル印刷機賃貸借 【長期継続契約】【同等品可】  
本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。ただし、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約にかかる発注者の歳出予算の減額または削除された場合は、発注者は本契約を変更し、または解除することができる。
  - ・デジタル印刷機消耗品購入 【単価による基本契約】  
契約期間の納入単価を決定する基本契約とする。使用予定本数は、実績に基づく60か月の想定数量で契約期間の発注数量を保証するものではない。実際の使用本数が使用予定本数を上回っても下回っても契約単価に変更はないものとする。
6. 経費負担 賃貸借による長期継続契約の金額には下記のをすべて含むものとする。
  - ・本体及び付属品の搬入、据付け及び調整
  - ・契約期間満了後の撤去にかかる費用
  - ・保守にかかる費用（必要部品を含む）
7. 機器等 別紙基本仕様書のとおり
8. 支払方法 賃貸借契約は、請求書による毎月払とし、消耗品は納品後請求書により支払うものとする。

## 9. 保守

(1) 原則として発注者の要請により受注者の社員又は受注者の指定する技術員を派遣し、発注者の業務に支障がないように直ちに正常な状態に回復させるものとする。

(2) 受注者の作業の実施は、原則として発注者の就業時間内に行うものとする。ただし、時間外であっても、緊急を要する場合は、発注者及び受注者で協議のうえ、作業を実施するものとする。

(3) デジタル印刷機の故障等に係る保守の本契約の一部を、デジタル印刷機等の製造元等に再委託しようとする時は、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

(4) 印刷機の故障が下記の事由による場合は、この契約における保守サービスの適用外とし、発注者は受注者に対し別途実費を支払うものとする。

- ・発注者の故意または管理・取扱上の不注意・誤用及び過失による場合
- ・受注者または受注者が指定した者以外による改造・修理及び分解を行った場合
- ・受注者の指定する消耗品・部品以外を使用した場合

## 10. 保険

受注者は、契約対象物件について、受注者の費用で動産総合保険に加入するものとする。

## 11. 印刷機の返還

契約期間が終了したときは、発注者は受注者に対し直ちに印刷機を返還しなければならない。このとき、印刷機の返還に要する費用は受注者が負担するものとする。受注者のやむを得ない事由により印刷機の返還実施が遅延した場合、発注者は、返還の実施までの間、設置場所から移動させることなく善良な管理者の注意義務をもって保管しておくものとする。

## 12. 秘密の保持

(1) 受注者は、契約の履行に当たって知り得た発注者の業務上の秘密を外部に公表し、又は他の目的に利用してはならない。契約期間満了後も同様とする。

(2) 受注者は、保守作業において記憶装置を交換する際や契約終了後の機器撤去の際等、記憶装置から情報漏えいの可能性がある場合は、自らの費用負担において、発注者の使用により記憶されたすべてのデータを完全に消去し、当該データが復元不能になった旨を書面により発注者に報告しなければならない。

(3) 受注者は前項の作業が困難な場合、自らの費用負担において記憶装置を物理的に破壊し、当該装置が再利用不能になった旨を書面により発注者に報告しなければならない。

(4) 発注者の承諾を得て、電子複合機の製造元等に再委託した場合、当該再委託先に秘密保持義務を課すほか、この契約に関連して知り得る情報及びデータの秘密保持に関する事項を受注者の責務において徹底させるものとする。なお、これに係る費用は受注者が負担するものとする。

### 1 3. その他

- ・機器の設置後、各種基本操作、紙詰まり対応及び消耗品交換方法について、職員に対し説明を行うものとする。
- ・機器等は新品を納入するものとする。
- ・消耗品は、原則として納入指示から3日以内に納品するものとする。
- ・本仕様書に記載のない事項や、変更が生じた場合については、市と協議のうえ必要事項を決定するものとする。

## 基本仕様書

機器仕様	仕様内容
製版方法	デジタル製版
印刷方法	全自動孔版印刷
原稿サイズ	ハガキサイズからA3サイズまでの原稿に対応ができること。
用紙サイズ	ハガキサイズからA3サイズまでの原稿に対応ができること。
印刷サイズ	ハガキサイズからA3サイズまでの原稿に対応ができること。
給紙容量	1,000枚以上〔64g/m <sup>2</sup> 〕
印刷位置調整	天地：電動±15mm、天地以外：手動（または電動）±10mm
印刷速度	130枚/分 以上、5段階以上可変
解像度	読み取り画像解像度 300dpi×600dpi 以上 書き込み画像解像度 300dpi×600dpi 以上
画像モード	文字、文字/写真、写真
製版時間	20秒以内（A4等倍）
インク供給方法	全自動（1000ml/本）
マスター供給・排出方法	全自動
ネットワーク接続及びUSB接続	USB2.0で接続できること。
電源	AC100V 50/60Hz 7.5A以内
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原稿カバー、排紙台、専用架台を附属すること。</li> <li>・グリーン購入法、エコマーク及び国際エネルギースタープログラムに適合する商品であること。</li> </ul>

## ＜デジタル印刷機参考品番＞

理想科学工業株式会社 RISOGRAPH SF635II  
 株式会社デュプロ デュープリンター DP-X550  
 株式会社リコー RICOH DD5451

※同等品以上可とするが、入札参加申請書の提出前に、教育総務室へ納入しようとする製品のカタログ等を持参し、仕様書の規格を満たすものとしての承認を得ること。

設置場所

学校(園)名	台数
名張小学校	2
つつじが丘小学校	2
比奈知小学校	2
箕曲小学校	1
錦生赤目小学校	2
百合が丘小学校	2
桔梗が丘小学校	2
桔梗が丘南小学校	2
桔梗が丘東小学校	2
蔵持小学校	1
すずらん台小学校	2
梅が丘小学校	2
薦原小学校	1
美旗小学校	2
名張中学校	2
赤目中学校	2
桔梗が丘中学校	2
北中学校	2
南中学校	2
合計	35